

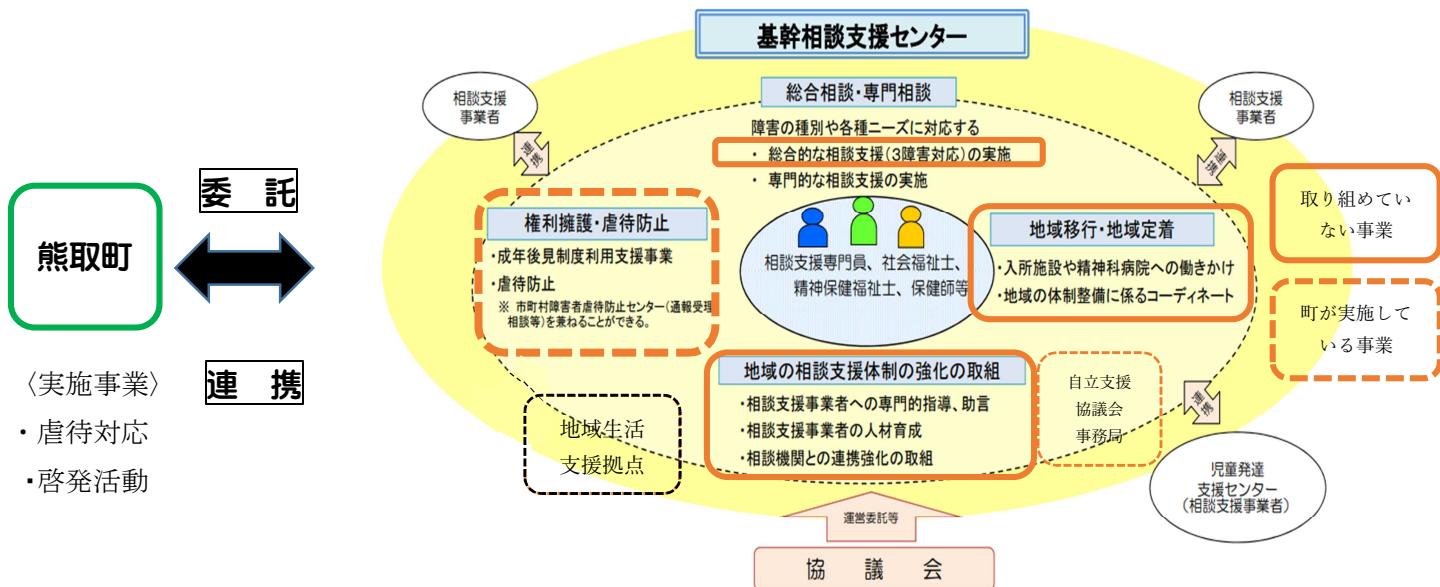
基幹相談支援センターの設置について

1. 基幹相談支援センター設置に向けて

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第77条の2第2項に基づき設置します。

基幹相談支援センターの設置は令和6年4月から市町村の努力義務となっており、本町の第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画(令和6~令和8年度)において、令和8年度設置を目標としています。

業務としては、地域の相談支援の拠点として総合的な相談支援(身体・知的・精神)や専門的な相談支援(高次脳機能障がい、強度行動障がい等)及び成年後見制度利用支援事業、地域の相談支援体制の強化等を地域の実情に応じて行います。



2. くまとり相談支援あり方検討会【令和6年8月から令和8年3月まで】

大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を活用しアドバイザーの派遣を受け、月1回検討会を開催するなかで、熊取町の委託相談と基幹相談支援センターの役割分担等を整理し、検討しています。

また設置形態について、本町の専門職配置の現況から法人委託に向けた検討が望ましいとされています。

(1)開催回数 20回(予定)

(2)メンバー アドバイザー、府職員、委託相談支援事業所、主任相談支援専門員

3. 基幹相談支援センター設置形態(案)

(1)設置形態 法人への委託

(2)人員配置 主任相談支援専門員 1名(専任)

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等 1名(兼任も可)

※相談支援専門員であることが望ましい

(3)事業内容 ①総合的・専門的な相談支援の実施

②地域の相談支援体制の強化の取組

③地域移行・地域定着の促進の取組

- ④権利擁護・虐待防止
- ⑤町と協働した自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組
- ⑥その他、町の実情に応じた業務

(4)設置時期 令和8年10月

4. 選考委員会委員(案)

・学識経験者等(3名)、町職員(2名) 計5名

5. 今後のスケジュール

令和8年1月	選考委員会
3月	公募・応募
4月～5月	選考委員会
7月～	設置に向けた準備
10月	基幹相談支援センター設置